

食品製造・取扱事業所必見！！

「食品表示法」対策セミナー

平成27年4月1日より「食品表示法」が施行され、「食品衛生法」「健康増進法」「JAS法」により規定されていた食品表示に係る規定が一元化されることになりました。

この度の研修では新法改正に対応するため、特に重要な「食品表示基準」についての内容をカリキュラムに組み込みました。「食品表示基準」に対応していくためには、長期的な作成計画に基づく綿密な準備が必要となっています。研修の最後には、改正した法令に対応した食品表示の作成演習を設けています。

今後は、社会就労センターを中心とした販売イベントの開催機会が多くあり、関係法令に則った食品表示貼付の徹底が急務となります。

業務多忙のことと存じますが、これからの食品製造の販売において、必要不可欠な内容となっておりますので、多くの方のご参加をお待ちしております。

- ・日時 平成27年11月18日(水) 10:00～17:00 (受付9:30～)
- ・会場 広島県社会福祉会館 2階 講堂 (広島市南区比治山本町12-2)
- ・主催 公益社団法人広島県就労振興センター
- ・共催 広島県知的障害者福祉協会、きょうされん広島県支部
- ・研修カリキュラム

時間	内容
10:00～10:05	挨拶
10:05～11:05	食品表示法の概要 (5分休憩)
11:10～12:30	食品表示基準の主な変更点 (45分休憩)
13:15～14:15	加工食品の一括表示の説明 (5分休憩)
14:20～15:00	加工食品の一括表示の説明、自主製品の確認
15:00～16:30	表示作成演習と解説
16:30～17:00	質疑応答

- ・持参物 電卓、黒シャープペンシル、消しゴム、赤ペン
定規、自主製品 (14:20 からの自主製品の確認で使⽤します)
- ・定員 200名
(定員に達した場合、事務局で調整させていただきます。ご了承ください)
- ・備考
今回の法改正では表示の欠落や誤表示が発覚すると、製造元や販売者に対しての回収命令や、厳しい罰則が盛り込まれています。
今後はイベント販売や店舗での常設販売においても、表示が適正でない場合は販売ができません。これからイベントや店舗での販売を計画している事業所は、必ず受講してください。

参加申込書 (F A X 082-252-3155)

※申込締切日 11月9日 (月) まで

所属団体	
受講代表者名	
受講者名	
受講者名	
連絡先	

～研修にあたってのお願い～

- ・昼食については各自ご用意願います。
- ・駐車場は設けておりませんので公共交通機関のご利用をお願いします。
- ・ご不明な点やご質問等がございましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

【申込・お問合せ先】

公益社団法人広島県就労振興センター

TEL 082-252-3100

FAX 082-252-3155

担当者 曾根 加納